

OBT インフルエンサー報酬基準規定

第1条（目的）

この規定は株式会社 LUSH（以下、甲とする）が提供するオンラインショッピングサイト、ふるさとめぐり市、並びにカタログ販売における OBT インフルエンサー（以下、乙とする）のインセンティブ、コミッションに関する基準を示すことを目的とします。

第2条（趣旨）

乙が受け取る報酬の基準はこの規定の定めるところによります。

第3条（購入者の紐付け）

商品を購入する際に、購入者はふるさとめぐり市に登録を行います。乙の拡散用 URL から登録された場合のみ乙に紐付けされます。カタログによる注文の場合には、購入者が記入する注文用紙に担当 OBT インフルエンサーのコードを記入する事で紐付けされます。正しいアフィリエイトリンク、または正しい OBT インフルエンサーコードが記入されている購入に対してのみ、報酬が発生します。

第4条（報酬の発生）

乙に紐付けされた購入者が商品を購入した際に、10%がインセンティブとして乙に支払われます。
乙が企業からリクルートした商品の月額総売上の1%がコミッションとして支払われます。

第5条（担当インフルエンサー名が未記入、または間違っている場合の取り扱い）

担当インフルエンサーコードが間違っている場合、もしくは未記入の場合にはインセンティブは支払われません。

第6条（報酬及びボーナスの支払い方法）

甲は、乙に対し、以下の方法により報酬を支払います。ただし甲の業務状況により以下のスケジュールは変動する場合があります。

甲は当月の売上合計額によるインセンティブ、コミッションの報酬明細を翌月の20日に乙に対して提示します。

翌月の25日までに乙から異議がない限り、乙は報酬明細を承認したものとし、当該承認をもって報酬は確定します。

報酬は翌月の末に事務手数料を引いて乙の指定する国内の銀行口座に振り込む方法により支払われます。

第7条（会費未払いによる未払い報酬及び留保された未払い報酬の取り扱い）

報酬を受け取る月の OBT 会費が未納の場合には、翌月からのインセンティブは発生しません。ただし当月分のインセンティブ並びにボーナス報酬は翌月末に支払われます。

またインセンティブの支払い合計額が事務手数料に満たない場合、報酬は支払わないものとし、留保もされないものとします。

第8条（退会による未払い報酬の取り扱い）

毎月15日までに事務局に届け出る事で翌月の会員権利は消失され、20日の会費引き落としはされません。退会時に当月分の報酬がある場合には翌月末に事務手数料を引いて登録されている国内の銀行口座に振り込まれます。（ただし、未払い報酬が事務手数料に満たない場合には没収となります）

第9条（改訂）

甲はいつでもこの規定を改訂することができます。

令和3年12月4日

令和4年2月7日改訂

令和4年2月22日